

鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」運行事業 運賃について

1 内容

鎌ケ谷市コミュニティバス「ききょう号」（以下「ききょう号」とする。）について、令和８年度から新たなルート・ダイヤで運行することに伴い、新たに運賃設定を行うもの。

2 運賃の種類及び額

運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	100 円
		小児	50 円
旅客運賃の割引	障がいのある方に対する割引	障害者手帳を所持する大人	普通旅客運賃の半額
		障害者手帳を所持する小児	無料
	指定難病患者に対する割引	指定難病受給者証を所持する大人	普通旅客運賃の半額
		指定難病受給者証を所持する小児	無料
	障害のある方又は指定難病患者の介助者に対する割引	大人（１名まで）	普通旅客運賃の半額
		小児（１名まで）	無料
	免許証返納者に対する割引	鎌ケ谷市が発行する鎌ケ谷市運転免許証自主返納割引証を所持する方	普通旅客運賃の半額

3 運賃の適用方法

- （１）この運賃は、鎌ケ谷市と京成バス千葉セントラル（株）、京成バス千葉ウエスト（株）、鎌ケ谷観光バス（有）で協定を締結し運行する「ききょう号」（東線・東線２・南線・西線・西線２）に適用する。
- （２）普通旅客運賃は旅客が片道１回乗車する場合に適用する。
- （３）大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。
 大人運賃：１２歳以上（中学生以上）
 小児運賃：６歳以上１２歳未満（小学生）

※旅客（6歳未満の小児を除く）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無料とする。また、1歳未満の小児については無料とする。

（4）旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

ア 障がいのある方に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要項（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

イ 指定難病患者に対する割引

指定難病受給者証の交付を受けている者とする。

ウ 障がいのある方又は指定難病患者の介助者に対する割引

上記ア又はイに該当する旅客1人につき、介助者1人までとする。

エ 免許証返納者に対する割引

鎌ケ谷市が発行する鎌ケ谷市運転免許証自主返納割引証の交付を受けている者とする。

以上、上記ア又はイのいずれかに該当する旅客が、乗車時に手帳（ミライロID含む。）又は受給者証を提示した場合には、大人であれば運賃半額、小児であれば運賃無料とする。その場合において、上記ウに該当する旅客の運賃も同様とする。

また、上記エに該当する旅客が乗車時に割引証を提示した場合には、運賃を半額とする。

（5）各路線間における乗り継ぎは、乗車時に申告して交付を受ける乗継券による。